

1 - 3 化学的酸素要求量、窒素含有量およびりん含有量についての総量規制（第6次）

（平成19年6月19日三重県告示第461～463号）

(1) 総量規制基準

1. 適用する区域

四日市市全域

2. 適用する工場又は事業場

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく工場又は事業場で1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

3. 化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりである。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和55年7月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に水質汚濁防止法（以下「法」という。）第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
2	昭和55年7月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。）の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
4	昭和56年改正政令の施行により昭和57年7月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

	指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。)	
5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。)の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
6	昭和57年改正政令の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。)のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。)	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。)の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。)	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
8	昭和63年改正政令の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。)のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。)	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

	場（次項に掲げるものを除く。）	
10	平成2年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年4月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成2年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
11	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成3年政令第240号。以下「平成3年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
12	平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年10月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成3年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
13	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
14	平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち平成10年6月17日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は、特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成10年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
16	平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち平成12年3月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は、特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成11年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

	(次項に掲げるものを除く。)	
18	平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成13年7月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成13年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、 L_c 、 C_c 、 Q_c 、 C_{cj} 、 C_{ci} 、 C_{co} 、 Q_{cj} 、 Q_{ci} 及び Q_{co} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_c 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)

C_c 別表に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)

Q_c 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

C_{cj} 別表に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)

C_{ci} 別表に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)

C_{co} C_c と同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Q_{cj} 平成3年7月1日(12の項にあっては平成3年10月1日、14の項にあっては平成10年6月17日、16の項にあっては平成12年3月1日、18の項にあっては平成13年7月1日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

Q_{ci} 昭和55年7月1日(4の項にあっては昭和57年7月1日、6の項にあっては昭和58年1月1日、8の項にあっては平成元年3月28日、10の項にあっては平成3年4月1日)から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

Q_{co} 特定排出水の量(Q_{cj} 及び Q_{ci} を除く。)(単位 1日につき立方メートル)

附 則

- この告示は、平成19年9月1日から施行する。
- 水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準(平成14年三重県告示第426号)は、廃止する。
- この告示の施行後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_c 、 C_{co} 、 C_{ci} 及び C_{cj} の値に関しては、平成21年3月31日までの間、なお従前の例による。

別表

項 番 号	業種その他の区分	特定排 出水量 の区分	化学的酸素要求量(単 位1リットルにつきミ リグラム)		
			C_c 、 C_{co}	C_{ci}	C_{cj}
2	畜産農業		70	70	60

3	天然ガス鉱業		60	60	60
4	非金属鉱業		20	20	20
5	肉製品製造業		40	40	30
6	乳製品製造業		30	30	20(30)
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	イ	50	50	30
		ロ	40	40	30
8	水産缶詰・瓶詰製造業		40	40	30
9	寒天製造業		80	80	80
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		30	30	20
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		30	30	20
12	冷凍水産物製造業		30	30	20
13	冷凍水産食品製造業		40	40	30
14	水産食料品製造業（8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	イ	40	40	30
		ロ	40	40	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		40	40	30
16	野菜漬物製造業		40	40	30
17	味そ製造業		70	70	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		70	70	40
19	うま味調味料製造業		20	20	20
20	ソース製造業		30	30	30
21	食酢製造業		40	40	30
22	砂糖精製業		40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		50	50	30
24	小麦粉製造業		30	30	30
25	パン製造業		30	30	20
26	生菓子製造業		40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業		40	40	30
28	米菓製造業		40	40	40
29	パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除く。）		40	40	30
30	植物油脂製造業	イ	50	40	30
		ロ	40	40	30
31	動物油脂製造業		40	40	30
32	食用油脂加工業		40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		50	50	40
34	穀類でんぷん製造業		50	50	40
35	めん類製造業		50	30	30

37	豆腐・油揚製造業	イ	50	30	30
		ロ	30	30	30
38	あん類製造業	イ	70	70	40
		ロ	60	60	40
39	冷凍調理食品製造業		30	20	20
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		30	30	30
41	清涼飲料製造業		20	20	20
42	果実酒製造業		30	30	30
43	ビール製造業		30	30	30
44	清酒製造業		30	30	30
45	蒸留酒・混成酒製造業		30	30	20
46	インスタントコーヒー製造業		30	20	20
47	配合飼料製造業		20	20	20
48	単体飼料製造業		20	20	20
49	有機質肥料製造業		20	20	20
50	たばこ製造業		30	20	20
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)		30	30	30
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの		75	75	70
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの		40	40	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	イ	100	80	80
		ロ	80	80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		90	90	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		60	50	50
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		100	90	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		70	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		40	40	40

67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		40	40	40
68	繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。）		30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業		40	40	40
71	A 合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業		30	30	30
	B 合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業であって、接着機洗浄水を循環するもの		10	10	10
75	木材薬品処理業		20	20	20
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		70	70	60
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		60	60	60
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナ－グランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		50	50	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		70	70	70
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		80	80	80
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		60	50	40
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		80	70	60
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		60	60	50
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		90	90	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		100	100	70
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパル		50	40	40

	プ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの				
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		30	20	20
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		40	40	40
89	機械すき和紙製造業		60	60	60
90	手すき和紙製造業		90	90	80
91	塗工紙製造業		20	20	20
92	段ボール製造業		30	30	15
93	重包装紙袋製造業		70	70	70
94	セロファン製造業		30	30	15
95	乾式法による繊維板製造業		40	40	40
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		80	80	60
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）		30	30	30
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		50	50	50
101	製版業		50	50	50
102	窒素質・りん酸質肥料製造業		30	30	30
103	複合肥料製造業		30	30	30
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）		30	30	30
105	ソーダ工業		20	20	20
106	電炉工業		20	20	20
107	A 無機顔料製造業		20	20	20
	B 無機顔料製造業（黄鉛製造工程を有するもの）		60	60	50
108	A 無機化学工業製品製造業（105の項から前項までに掲げるものを除く。）		20	20	20
	B 無機化学工業製品製造業（硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程に係るもの）		40	40	40
	C 無機化学工業製品製造業（希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程に係るもの）		50	50	50
109	A 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		60	60	40
	B 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（青酸誘導品含有排水を排出する工程）に係るもの		210	210	190
	C 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程		100	80	80

		(塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程)に係るもの			
	D	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程(エピクロルヒドリン製造工程)に係るもの	140	130	130
110	A	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30
	B	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程(合成染料又は合成染料中間物の製造工程)に係るもの	190	190	180
111	A	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	30	30
	B	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程(メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程)に係るもの	70	70	70
112	A	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40
	B	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程(乳化重合法による合成ゴム製造工程)に係るもの	60	60	50
	C	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程(クロロプレンゴム製造工程)に係るもの	130	130	130
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	50	50	50
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(有機ゴム薬品製造工程)に係るもの	270	260	260
	C	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(有機農薬原体製造工程)に係るもの	180	180	160
114		石油化学系基礎製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	50	40
115	A	脂肪族系中間物製造業	60	60	50
	B	脂肪族系中間物製造業(青酸誘導品含有排水を排出する工程に係るもの)	210	210	190
	C	脂肪族系中間物製造業(塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程に係るもの)	110	80	80
	D	脂肪族系中間物製造業(エピクロルヒドリン製造工程に係るもの)	140	130	130
116		メタン誘導品製造業	30	30	20

117	発酵工業			120	110	110
118	コーラタール製品製造業			120	120	120
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		50	50	30
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業(合成染料又は合成染料中間物の製造工程に係るもの)		190	190	190
120	A	プラスチック製造業		30	30	20
	B	プラスチック製造業(メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程に係るもの)		70	60	50
	C	プラスチック製造業(硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程に係るもの)		60	60	50
121	A	合成ゴム製造業		40	40	40
	B	合成ゴム製造業(乳化重合法による合成ゴム製造工程に係るもの)		70	70	70
	C	合成ゴム製造業(クロロプレンゴム製造工程に係るもの)		130	130	130
122	A	有機化学工業製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)		50	50	50
	B	有機化学工業製品製造業(有機ゴム薬品製造工程に係るもの)		280	270	270
	C	有機化学工業製品製造業(有機農薬原体製造工程に係るもの)		180	180	160
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの			50	40	20
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの			30	30	30
125	A	合成繊維製造業		30	20	20
	B	合成繊維製造業(アクリル系繊維製造工程に係るもの)		60	40	30
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業			40	40	30
127	石けん・合成洗剤製造業			10	10	10
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)			40	40	40
129	塗料製造業			40	40	40
130	印刷インキ製造業			40	40	30
131	医薬品原薬・製剤製造業			80	80	60(70)
132	医薬品製剤製造業			40	30	30
133	生物学的製剤製造業			30	30	30
134	生薬・漢方製剤製造業			20	20	20
135	動物用医薬品製造業			60	60	50

136	A	火薬類製造業		20	20	20
	B	火薬類製造業(硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程に係るもの)		60	60	50
137		農薬製造業		30	30	20
138		合成香料製造業		120	110	110
139		香料製造業(前項に掲げるものを除く。)		30	30	20
140		化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		30	30	20
142		ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)		20	20	20
143		写真感光材料製造業		10	10	10
144		天然樹脂製品・木材化学製品製造業		40	40	40
145		イオン交換樹脂製造業		170	170	130
146		化学工業(102の項から前項までに掲げるものを除く。)		50	40	40
147	A	石油精製業		20	20	20
	B	石油精製業(潤滑油製造工程を有するもの)		30	30	30
148	A	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)		30	30	30
	B	潤滑油製造業(硫酸洗浄工程を有するもの)		40	40	40
149		コークス製造業		180	180	90
150		石油コークス製造業		70	70	50
151		自動車タイヤ・チューブ製造業		10	10	10
152		ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		60	40	40
153	A	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)		20	20	20
	B	ゴム製品製造業(曲がり管製造工程に係るもの)		50	40	40
154		なめしかわ製造業		100	100	100
155		毛皮製造業		50	50	50
156		板ガラス製造業		10	10	10
157		板ガラス加工業		10	10	10
158		ガラス製加工素材製造業		10	10	10
159		ガラス容器製造業		10	10	10
160		理化学用・医療用ガラス器具製造業		10	10	10
161		卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		10	10	10
162		ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業		50	50	50
163		ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)		40	30	30
164		ガラス・同製品製造業(156の項から前項までに掲げるものを除く。)		10	10	10
165		生コンクリート製造業		10	10	10
166		コンクリート製品製造業		10	10	10
167		セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)		10	10	10

168	黒鉛電極製造業		20	20	20
169	砕石製造業		20	20	20
170	鉱物・土石粉碎等処理業		20	20	20
172	うわ薬製造業		20	20	20
173	A 高炉による製鉄業		10	10	10
	B 高炉による製鉄業（コークス炉を有するもの）		40	30	30
175	フェロアロイ製造業		20	20	20
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		10	10	10
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）		20	20	20
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）		20	20	20
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）		20	20	20
181	冷間ロール成型形鋼製造業		20	20	20
182	鋼管製造業		20	20	20
183	伸鉄業		10	10	10
184	磨棒鋼製造業		10	10	10
185	引抜鋼管製造業		10	10	10
186	伸線業		10	10	10
187	ブリキ製造業		20	20	20
188	亜鉛鉄板製造業		20	20	20
189	めっき鋼管製造業		20	20	20
190	めっき鉄鋼線製造業		20	20	20
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10	10
192	鍛綱製造業		10	10	10
193	鍛工品製造業		10	10	10
194	鋳鋼製造業		10	10	10
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。）		10	10	10
196	鋳鉄管製造業		10	10	10
197	可鍛鋳鉄製造業		10	10	10
198	鉄粉製造業		10	10	10
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10	10
200	非鉄金属製造業		10	10	10
201	電気めっき業	イ	50	40	40
		ロ	40	40	40
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	イ	20	10	10
		ロ	10	10	10

203	一般機械器具製造業			20	10	10
204	プリント回路製造業		イ	30	20	20
			ロ	20	20	20
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）			10	10	10
206	輸送用機械器具製造業		イ	30	10	10
			ロ	20	10	10
207	精密機械器具製造業			10	10	10
208	ガス製造工場			20	20	20
209	下水道業			30	20	20
210	空瓶卸売業			30	20	20
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）			40	30	30
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			50	50	30
213	A	飲食店		50	40	30
	B	飲食店（平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの）		30	30	30
214	A	宿泊業	イ	60	50	30
			ロ	50	40	30
	B	宿泊業（平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの）		30	30	30
215	リネンサプライ業			50	50	30
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			40	40	30
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			60	60	60
219	自動車整備業			20	20	20
220	A	病院	イ	40	30	30
			ロ	30	30	30
	B	病院（平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの）		30	30	30
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,001人以上のもの）		30	30	30
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下501人以上のもの）		40	30	30
	C	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下501人以上のものであって		40	40	30

		昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの)			
	D	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものであって、平成18年2月1日以降に設置されるもの)	30	30	30
	E	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものであって、平成18年2月1日以降に設置され、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの)	20	20	20
222	A	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。)	60	60	40
	B	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものであって昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの)	70	70	40
	C	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものであって平成18年2月1日以降に設置されるもの)	30	30	30
223	A	し尿処理業(日平均排水量が3,000m ³ 以上のものであってし尿浄化槽に係るものを除く。)	40	30	20
	B	し尿処理業(日平均排水量が3,000m ³ 未満のものであってし尿浄化槽に係るものを除く。)	50	40	30
	C	し尿処理業(嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。)	30	20	20
224		ごみ処理業	30	30	30
225		廃油処理業	20	20	20
226		産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	20	20	20
227		死亡獣畜取扱業	40	40	40
228		と畜場	40	40	40
229		中央卸売市場	30	20	20
230		地方卸売市場	30	30	30

231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）		30	30	30
232	A	2の項から前項までに分類されないもの(生活系に係るもの)	70	40	40
	B	2の項から前項までに分類されないもの(生活系に係るものを除く。)	10	10	10

注（1） 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

（2） 化学的酸素要求量の欄中の（ ）内の値は、平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に適用する。

4．窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりである。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に水質汚濁防止法（以下「法」という。）第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、Ln、Cn、Qn、Cni、Cno、Qni及びQnoは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ln 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

Cn 別表に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

Qn 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Cni 別表に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

Cno Cnと同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Qni 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

Qno 特定排出水の量 (Qniを除く。)(単位 1日につき立方メートル)

附 則

- 1 この告示は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準(平成14年三重県告示第427号)は廃止する。
- 3 この告示の施行後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCn、Cno及びCniの値に関しては、平成21年3月31日までの間、なお従前の例による。

別表

項 番 号	業種その他の区分	特定排 出水量 の区分	窒素含有量(単位 1 リットルにつきミ リグラム)	
			Cn及び Cnoの値	Cniの値
2	畜産農業		60	60
3	天然ガス鉱業		60	60
4	非金属鉱業		10	10
5	肉製品製造業	イ	40	10
		ロ	25	10
6	乳製品製造業		20	10
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	イ	35	10
		ロ	30	10
8	水産缶詰・瓶詰製造業		20	10
9	寒天製造業		20	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		20	10
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)		25	10
12	冷凍水産物製造業		35	10
13	冷凍水産食品製造業		40	10
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、 魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	イ	40	15
		ロ	35	10
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		25	10
16	野菜漬物製造業		15	10
17	味そ製造業		25	10
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		45	10
19	うま味調味料製造業		20	10
20	ソース製造業		20	10
21	食酢製造業		20	10
22	砂糖精製業		15	10

23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			20	10
24	小麦粉製造業			20	10
25	パン製造業			15	10
26	生菓子製造業			25	10
27	ビスケット類・干菓子製造業			20	10
28	米菓製造業			20	10
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)			20	10
30	植物油脂製造業			20	10
31	動物油脂製造業			20	10
32	食用油脂加工業			15	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			20	10
34	穀類でんぷん製造業			20	10
35	めん類製造業			20	10
37	豆腐・油揚製造業			25	10
38	あん類製造業			15	10
39	冷凍調理食品製造業			20	10
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの			20	10
41	清涼飲料製造業			20	10
42	果実酒製造業			15	10
43	ビール製造業			15	10
44	清酒製造業			20	10
45	蒸留酒・混成酒製造業			20	10
46	インスタントコーヒー製造業			20	10
47	配合飼料製造業			15	10
48	単体飼料製造業			20	10
49	有機質肥料製造業			20	10
50	たばこ製造業			20	10
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)			20	10
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの			20	10
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの			15	10
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下、「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの			10	10
59	A	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	イ	20	10
			ロ	15	10

	B	繊維工業で織物機械染色整理工程(綿織物捺染工程)に係るもの		60	10
60		繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		20	10
61		繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		15	10
62		繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		15	10
63		繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	イ	25	15
			ロ	20	10
64		繊維工業で不織布製造工程に係るもの		20	10
65		繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		15	10
66		繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		20	10
67		繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		20	10
68		繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)		15	10
69		一般製材業又は木材チップ製造業		20	10
71		合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業		15	10
75		木材薬品処理業		20	10
76		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		10	10
77		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		10	10
78		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		10	10
79		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		10	10
80		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの		10	10
81		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		10	10
82		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパ		10	10

	ルブ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの			
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		10	10
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの		10	10
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		10	10
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの		10	10
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)		10	10
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		10	10
89	機械すき和紙製造業		10	10
90	手すき和紙製造業		10	10
91	塗工紙製造業		10	10
92	段ボール製造業		10	10
93	重包装紙袋製造業		10	10
94	セロファン製造業		20	10
95	乾式法による繊維板製造業		20	10
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)		15	10
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76の項から前項までに掲げるものを除く。)		10	10
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)		20	10
101	製版業		20	10
102	A 窒素質・りん酸質肥料製造業		15	10
	B 窒素質・りん酸質肥料製造業(アンモニア製造工程に係るもの)		40	30
	C 窒素質・りん酸質肥料製造業(アンモニア誘導品製造工程に係るもの)		200	200
	D 窒素質・りん酸質肥料製造業(尿素製造工程に係るもの)		1100	1100
103	複合肥料製造業		15	10
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)		10	10

105		ソーダ工業		10	10
106		電炉工業		15	10
107		無機顔料製造業		30	20
108	A	無機化学工業製品製造業（105の項から前項までに掲げるものを除く。）		35	35
	B	無機化学工業製品製造業（バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）に係るもの）		160	40
	C	無機化学工業製品製造業（酸化コバルト製造工程に係るもの）		140	40
	D	無機化学工業製品製造業（モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）に係るもの）		160	40
	E	無機化学工業製品製造業（イットリウム酸化物製造工程に係るもの）		50	40
	F	無機化学工業製品製造業（酸化銀製造工程に係るもの）		50	40
	G	無機化学工業製品製造業（酸化ジルコニウム製造工程に係るもの）		100	40
	H	無機化学工業製品製造業（窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程に係るもの）		160	60
109	A	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの		60	40
110	A	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの		15	10
111	A	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）に係るもの		40	15
112	A	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）に係るもの		50	25
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程		15	10

		(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの			
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)に係るもの		35	10
114		石油化学系基礎製品製造業(109の項から前項に掲げるものを除く。)		15	10
115	A	脂肪族系中間物製造業		15	10
	B	脂肪族系中間物製造業(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)		45	25
116		メタン誘導品製造業		30	10
117		発酵工業		15	10
118		コールタール製品製造業		375	170
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		20	10
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)		30	20
120	A	プラスチック製造業		10	10
	B	プラスチック製造業(窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの)		60	20
121	A	合成ゴム製造業		15	10
	B	合成ゴム製造業(窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの)		40	20
122	A	有機化学工業製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)		25	10
	B	有機化学工業製品製造業(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)		55	25
	C	有機化学工業製品製造業(イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程に係るもの)		25	15
	D	有機化学工業製品製造業(メラミン製造工程に係るもの)		850	850
	E	有機化学工業製品製造業(化学発泡剤製造工程(尿素を原料として使用するものに限る。))に係るもの)		25	10
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		10	10
124		レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		15	10
125	A	合成繊維製造業		10	10
	B	合成繊維製造業(窒素又はその化合物を原料として使用するもの)		50	35

126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		10	10
127	石けん・合成洗剤製造業		15	10
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10
129	塗料製造業		15	10
130	印刷インキ製造業		15	10
131	A 医薬品原薬・製剤製造業		30	10
	B 医薬品原薬・製剤製造業（医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）に係るもの）		50	20
132	医薬品製剤製造業		10	10
133	生物学的製剤製造業		10	10
134	生薬・漢方製剤製造業		15	10
135	動物用医薬品製造業		15	10
136	火薬類製造業		15	10
137	農薬製造業		25	10
138	合成香料製造業		15	10
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		15	10
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		15	10
143	写真感光材料製造業		15	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		10	10
145	イオン交換樹脂製造業		15	10
146	化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10
147	石油精製業		30	15
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）		20	10
149	コークス製造業		545	320
150	石油コークス製造業		20	10
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		20	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		10	10
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		15	10
154	なめしかわ製造業		20	10
155	毛皮製造業		10	10
156	板ガラス製造業		10	10
157	板ガラス加工業		10	10
158	ガラス製加工素材製造業		10	10
159	ガラス容器製造業		10	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		10	10

161		卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		10	10
162		ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		20	10
163		ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		20	10
164		ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10
165		生コンクリート製造業		10	10
166		コンクリート製品製造業		10	10
167		セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		10	10
168		黒鉛電極製造業		10	10
169		砕石製造業		10	10
170		鉱物・土石粉碎等処理業		20	10
172		うわ薬製造業		10	10
173	A	高炉による製鉄業		10	10
	B	高炉による製鉄業（コークス製造工程に係るもの）		545	320
	C	高炉による製鉄業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
175		フェロアロイ製造業		15	10
176		高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		10	10
178	A	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）		15	10
	B	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限り、ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
179	A	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）		15	10
	B	熱間圧延業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
180	A	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）		10	10
	B	冷間圧延業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
181	A	冷間ロール成型形鋼製造業		10	10
	B	冷間ロール成型形鋼製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
182	A	鋼管製造業		15	10
	B	鋼管製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
183	A	伸鉄業		10	10
	B	伸鉄業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
184	A	磨棒鋼製造業		10	10
	B	磨棒鋼製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		45	40
185	A	引抜鋼管製造業		15	10
	B	引抜鋼管製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40

186	A	伸線業		15	10
	B	伸線業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
187		ブリキ製造業		10	10
188		亜鉛鉄板製造業		15	10
189		めっき鋼管製造業		15	10
190		めっき鉄鋼線製造業		15	10
191	A	表面処理鋼材製造業(187の項から前項までに掲げるものを除く。)		15	10
	B	表面処理鋼材製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
192		鍛鋼製造業		10	10
193		鍛工品製造業		15	10
194		鋳鋼製造業		10	10
195		鋳鉄鋳物製造業(次項及び197の項に掲げるものを除く。)		10	10
196		鋳鉄管製造業		10	10
197		可鍛鋳鉄製造業		10	10
198		鉄粉製造業		10	10
199	A	鉄鋼業(173の項から前項までに掲げるものを除く。)		15	10
	B	鉄鋼業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
200		非鉄金属製造業		25	10
201	A	電気めっき業		20	10
	B	電気めっき業(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)		55	50
202	A	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	イ	30	10
			ロ	20	10
	B	金属製品製造業(溶融めっき工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))に係るもの)		40	25
	C	金属製品製造業(アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))に係るもの)		60	35
203	A	一般機械器具製造業		20	10
	B	一般機械器具製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		25	10
	C	一般機械器具製造業(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの)		30	15
204		プリント回路製造業		20	10
205	A	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)		20	10

	B	電気機械器具製造業(民生用電気機械器具製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)に係るもの)		30	10
	C	電気機械器具製造業(半導体素子製造工程に係るもの)		20	15
206	A	輸送用機械器具製造業	イ	30	15
			ロ	20	10
	B	輸送用機械器具製造業(自動車・同付属品製造工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)に係るもの)		30	20
207	A	精密機械器具製造業		10	10
	B	精密機械器具製造業(時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)に係るもの)		30	10
208		ガス製造工場		10	10
209	A	下水道業(日平均排水量30,000m ³ 以上の事業場の場合に限る。)		25	10
	B	下水道業(日平均排水量30,000m ³ 未満の事業場の場合に限る。)		30	15
	C	下水道業(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。))		15	10
	D	下水道業(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの)		30	15
210		空瓶卸売業		20	10
211		共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)		20	10
212		弁当仕出屋又は弁当製造業		20	10
213		飲食店	イ	45	20
			ロ	40	20
214		宿泊業	イ	35	25
			ロ	35	25
215		リネンサプライ業		20	10
216		洗濯業(前項に掲げるものを除く。)		15	15
218		写真業(写真現像・焼付業を含む)		20	15
219		自動車整備業		15	15
220		病院	イ	45	20
			ロ	40	20
221	A	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号))	イ	45	30

		第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のもの)	口	40	30
	B	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの)		25	20
222	A	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のもの)		50	30
	B	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの)		30	20
223	A	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)		60	10
	B	し尿処理業(嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。)		20	10
	C	し尿処理業(地域し尿処理施設に係るもの)		40	25
224		ごみ処理業		20	10
225		廃油処理業		15	10
226		産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)		30	15
227		死亡獣畜取扱業		25	15
228		と畜場		25	15
229		中央卸売市場		20	15
230		地方卸売市場		20	15
231		試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)		25	10
232	A	2の項から前項までに分類されないもの(生活系に係るもの)		50	30
	B	2の項から前項までに分類されないもの(生活系に係るものを除く。)		25	20
	C	2の項から前項までに分類されないもの(排煙脱硫施設(紫煙対策としてアンモニアを注入する設備を設置するものに限る。))に係るもの)		35	15

注 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

5.りん含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりである。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場(同日前に水質汚濁防止法(以下「法」という。)第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、 L_p 、 C_p 、 Q_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)

C_p 別表に掲げるりん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)

Q_p 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

C_{pi} 別表に掲げるりん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)

C_{po} C_p と同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Q_{pi} 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)

Q_{po} 特定排出水の量(Q_{pi} を除く。)(単位 1日につき立方メートル)

附 則

- この告示は、平成19年9月1日から施行する。
- 水質汚濁防止法の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準(平成14年三重県告示第428号)は廃止する。
- この告示の施行後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_p 、 C_{po} 及び C_{pi} の値に関しては、平成21年3月31日までの間、なお従前の例による。

別表

項 番 号	業種その他の区分	特定排出 水量の区 分	りん含有量（単位1リ ットルにつきミリグラ ム）	
			Cp及びC poの値	Cpiの値
2	畜産農業		8	8
3	天然ガス鉱業		1	1
4	非金属鉱業		1.5	1
5	肉製品製造業	イ	8	2.5
		ロ	4	1
6	乳製品製造業	イ	5.5	1.5
		ロ	5	1
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	イ	8	2
		ロ	8	1
8	水産缶詰・瓶詰製造業		3	1
9	寒天製造業		3	1.5
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		3	1.5
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		3	1
12	冷凍水産物製造業		3	1.5
13	冷凍水産食品製造業		4	1
14	水産食料品製造業（8の項から前項までに掲げるものを除 き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	イ	5.5	2.5
		ロ	3	1.5
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		3	1
16	野菜漬物製造業		2.5	1
17	味そ製造業		4	1.5
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		8	1.5
19	うま味調味料製造業		7	1
20	ソース製造業		3	1
21	食酢製造業		3	1.5
22	砂糖精製業		2	1
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		6	1.5
24	小麦粉製造業		3	1.5
25	パン製造業		2.5	1
26	生菓子製造業		7.5	1
27	ビスケット類・干菓子製造業		3	1
28	米菓製造業		3	1.5
29	パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除		3	1.5

	く。)				
30	A	植物油脂製造業	イ	4.5	1.5
			ロ	3.5	1
	B	植物油脂製造業(米糠を原料として使用するもの)		4	1
31	動物油脂製造業			2	1
32	食用油脂加工業			2.5	1
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			2	1
34	穀類でんぷん製造業			5.5	1.5
35	めん類製造業			3	1
37	豆腐・油揚製造業		イ	7.5	2.5
			ロ	4.5	1
38	あん類製造業		イ	9	1.5
			ロ	4.5	1
39	冷凍調理食品製造業			6	1
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの			3.5	1
41	清涼飲料製造業			2.5	1
42	果実酒製造業			1.5	1
43	ビール製造業			3	1.5
44	清酒製造業			2.5	1
45	蒸留酒・混成酒製造業			2.5	1
46	インスタントコーヒー製造業			2.5	1
47	配合飼料製造業			2	1
48	単体飼料製造業			3.5	1
49	有機質肥料製造業			2	1
50	たばこ製造業			2	1
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)			2	1
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの			2	1
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの			2	1
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下、「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの			2	1
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)		イ	5.5	2
			ロ	2	1
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			2	1
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯			3.5	1

	加工処理工程を含む。)に係るもの			
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		2	1
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	イ	3.5	2
		ロ	2	1
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		1	1
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		1	1
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		1	1
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		2	1
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)		2	1
69	一般製材業又は木材チップ製造業		2	1
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業		1	1
75	木材薬品処理業		2	1
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		1	1
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		1	1
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		1	1
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		1	1
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの		2	1
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)		1	1
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの		1	1
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除		1	1

	く。)			
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの		1	1
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		1	1
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグランドパルプ、リファイナークランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの		1	1
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)		1	1
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		1	1
89	機械すき和紙製造業		1	1
90	手すき和紙製造業		1	1
91	塗工紙製造業		1	1
92	段ボール製造業		1	1
93	重包装紙袋製造業		1	1
94	セロファン製造業		1	1
95	乾式法による繊維板製造業		1	1
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)		1	1
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76の項から前項までに掲げるものを除く。)		1	1
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)		2	1
101	製版業		2	1
102	窒素質・りん酸質肥料製造業		14.5	1
103	複合肥料製造業		16	1
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)		1.5	1
105	ソーダ工業		1.5	1
106	電炉工業		2	1
107	無機顔料製造業		1.5	1
108	A 無機化学工業製品製造業(105の項から前項までに掲げるものを除く。)		2	1
	B 無機化学工業製品製造業(りん及びりん化合物製造工程に係るもの)		16	4
109	A 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工		1.5	1

		程に係るもの			
	B	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）に係るもの		6.5	4
110	A	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		1	1
	B	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）に係るもの		2.5	1
111		石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		2	1
112		石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		2	1
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの		1	1
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）に係るもの		2.5	1
114		石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）		1	1
115	A	脂肪族系中間物製造業		2	1
	B	脂肪族系中間物製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）		20	3.5
116		メタン誘導品製造業		2	1
117	A	発酵工業		1.5	1
	B	発酵工業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）		2.5	1.5
118		コールタール製品製造業		2	1
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		2	1
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）		8	4
120		プラスチック製造業		2	1
121		合成ゴム製造業		1.5	1
122	A	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）		2	1

	B	有機化学工業製品製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの。）		5	2
	C	有機化学工業製品製造業（有機りん系農薬原体製造工程に係るもの。）		2	1
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		2	1
124		レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		2	1
125		合成繊維製造業		1	1
126		脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		2	1
127		石けん・合成洗剤製造業		2	1
128	A	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1
	B	界面活性剤製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）		2.5	1.5
129		塗料製造業		2.5	1
130		印刷インキ製造業		2	1
131	A	医薬品原薬・製剤製造業		2	1
	B	医薬品原薬・製剤製造業（医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）に係るもの）		8	2
132		医薬品製剤製造業		2	1
133		生物学的製剤製造業		1	1
134		生薬・漢方製剤製造業		2	1
135		動物用医薬品製造業		2	1
136		火薬類製造業		1.5	1
137		農薬製造業		2	1
138		合成香料製造業		2	1
139		香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1
140		化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		2.5	1
142		ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		2	1
143		写真感光材料製造業		1.5	1
144		天然樹脂製品・木材化学製品製造業		1.5	1
145		イオン交換樹脂製造業		1	1
146	A	化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）		2	1
	B	化学工業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用する工程に係るもの）		2	1.5
147		石油精製業		1	1

148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1
149	コークス製造業		1	1
150	石油コークス製造業		2	1
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		2	1
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		1	1
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	イ	2.5	1.5
		ロ	2	1
154	なめしかわ製造業		2	1
155	毛皮製造業		2	1
156	板ガラス製造業		1	1
157	板ガラス加工業		1	1
158	ガラス製加工素材製造業		1.5	1
159	ガラス容器製造業		1	1
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		1	1
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		1	1
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		1	1
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		1	1
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）		1.5	1
165	生コンクリート製造業		1	1
166	コンクリート製品製造業		1.5	1
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		1.5	1
168	黒鉛電極製造業		1	1
169	砕石製造業		1	1
170	鉱物・土石粉碎等処理業		1.5	1
172	うわ葉製造業		1	1
173	高炉による製鉄業		1	1
175	フェロアロイ製造業		1	1
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		1	1
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）		1	1
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）		1	1
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）		1	1
181	冷間ロール成型形鋼製造業		1	1
182	鋼管製造業		1	1
183	伸鉄業		1	1
184	磨棒鋼製造業		1	1

185	引抜鋼管製造業		1.5	1	
186	伸線業		1	1	
187	ブリキ製造業		2	1	
188	亜鉛鉄板製造業		1	1	
189	めっき鋼管製造業		1	1	
190	めっき鉄鋼線製造業		1	1	
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）		1	1	
192	鍛鋼製造業		1	1	
193	鍛工品製造業		2	1	
194	鋳鋼製造業		1.5	1	
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。）		1	1	
196	鋳鉄管製造業		1	1	
197	可鍛鋳鉄製造業		1.5	1	
198	鉄粉製造業		1	1	
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）		1	1	
200	非鉄金属製造業		1	1	
201	A	電気めっき業	イ	4.5	1.5
			ロ	1.5	1
	B	電気めっき業（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）		7.5	1.5
202	A	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	イ	4.5	1.5
			ロ	2	1
	B	金属製品製造業（溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		4.5	1.5
	C	金属製品製造業（アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		8	1.5
203	一般機械器具製造業		2	1	
204		プリント回路製造業	イ	2.5	2
			ロ	2	1
205	A	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）		3	1
			B	電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）	

206	A	輸送用機械器具製造業	イ	4	2
			□	2	1
	B	輸送用機械器具製造業（自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）	イ	5	1
			□	3	1
207	精密機械器具製造業			1.5	1
208	ガス製造工場			2	1
209	A	下水道業（日平均排水量30,000m ³ 以上の事業場の場合に限る。）		3	1
	B	下水道業（日平均排水量30,000m ³ 未満の事業場の場合に限る。）		3	2
	C	下水道業（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。））		1	1
	D	下水道業（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。））		3	2
210	空瓶卸売業			4	2
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）			3.5	2
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			4	2.5
213	飲食店			4	2.5
214	宿泊業		イ	5	2.5
			□	4	2.5
215	リネンサプライ業			6	2.5
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			4.5	1.5
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			4	2
219	自動車整備業			3.5	2.5
220	病院		イ	5	2.5
			□	4	2.5
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のもの）	イ	4	3
			□	3	3
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条		1	1

		第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの)			
222	A	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のもの)		4	3
	B	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの)		1	1
223	A	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)		8	1
	B	し尿処理業(嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。)		2	1
	C	し尿処理業(地域し尿処理施設に係るもの)		3	2.5
224	ごみ処理業			1.5	1
225	廃油処理業			1	1
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)			1.5	1
227	死亡獣畜取扱業			2.5	2
228	と畜場			6	2
229	中央卸売市場			4.5	2
230	地方卸売市場			4	1.5
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)			4	1
232	A	2の項から前項までに分類されないもの(生活系に係るもの)		6	3
	B	2の項から前項までに分類されないもの(生活系に係るものを除く。)		4.5	3

注 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

(2) 汚濁負荷量の測定方法（昭和 54 年 5 月 16 日環境庁告示第 20 号、平成 13 年 12 月 13 日環境省告示第 77、78 号）

（昭和 54 年 5 月 16 日環境庁告示第 20 号）

第 1 特定排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測方法

1 日平均排水量が 400 立方メートル以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記 1(1)の計測法によるものとし、この計測法によることが技術的に適当でない場合その他この計測法によりがたいと認められる場合にあっては、別記 1(2)の計測法によることができるものとする。

ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 1(1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、別表 1 により、別記 1(3)又は(4)の計測法によることができる。

2 日平均排水量が 400 立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記 1 のいずれかの計測法によるものとする。

第 2 特定排出水の量の計測方法

1 日平均排水量が 400 立方メートル以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記 2(1)又は(2)の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 2(1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、別表 1 により、別記 2(3)の計測法によることができる。

2 日平均排水量が 400 立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記 2 のいずれかの計測法によるものとする。

3 1 及び 2 の規定にかかわらず、用水の量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合は、当該特定排出水については、別表 2 により、日平均排水量が 400 立方メートル以上である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記 2(1)又は(2)の計測法により、日平均排水量が 400 立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあっては別記 2 のいずれかの計測法により用水の量を計測し、あらかじめ用水の量と特定排出水の量との関係から求めた換算式を用いて特定排出水の量を計算することにより特定排出水の量を計測することができる。

第 3 省略

第 4 その他

1 特定排出水の化学的酸素要求量に関する汚染状態及び特定排出水の量を計測し、特定排出水の汚濁負荷量を算定することが排水系統の状況により困難な場合であって、排水及び特定排水以外の排水の化学的酸素要求量に関する汚染状態並びにそれらの量を計測し、それぞれの汚濁負荷量を求めることにより特定排出水の汚濁負荷量を算定することが適当であると認められる場合は、この測定方法によることができるものとする。

2 1 に規定する測定方法による場合は、排水及び特定排水以外の排水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の計測は別記 1(1)又は(2)の計測法により、それらの量の計測は別記 2(1)又は(2)の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水及び特定排水以外の排水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 1(1)若しくは(2)又は別記 2(1)若しくは(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、別表 3 により、排水及び特定排水以外の排水の化学的酸素要

求量に関する汚染状態の計測については別記 1 (3)又は(4)の計測法により、それらの量の計測については別記 2 (3)の計測法によることができる。

別記 1

- (1) 自動的に有機性物質に関する汚染状態を計測することができる機器であって、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料（自動的に採取されたものに限る。）の汚染状態を計測し、あらかじめ当該機器による計測値と昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号（排水基準に係る検定方法を定める等の件）第 11 号に掲げる方法（以下「指定計測法」という。）による計測値との関係から求めた換算式を用いて化学的酸素要求量を計算することにより化学的酸素要求量に関する汚染状態を計測する方法
- (2) 指定計測法により、試料（自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る。）の汚染状態を計測する方法
- (3) 指定計測法により、試料の汚染状態を計測する方法（(2)の方法を除く。）
- (4) 有機性物質に関する汚染状態を計測することができる方法により、試料の汚染状態を計測し、あらかじめ当該方法による計測値と指定計測法による計測値との関係から求めた換算式を用いて化学的酸素要求量を計算することにより化学的酸素要求量に関する汚染状態を計測する方法（(1)の方法を除く。）

備考

- 1 . (3)又は(4)の計測法による場合は、1 日 3 回以上試料を採取すること。
- 2 . (1)又は(4)の計測法による場合は、必要に応じ、換算式の検証を行うこと。

別記 2

- (1) 流量計又は流速計であって、自動的に水量を積算して計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (2) 積算体積計であって、自動的に計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (3) 日本工業規格 K0094 の 8 に定める方法（流速計及び流量計による測定方法を除く。）を用いて水量を計測する方法その他これと同程度の計測結果の得られる方法により水量を計測する方法（(1)及び(2)の方法を除く。）

（平成 13 年 12 月 13 日環境省告示第 77、78 号）

第 1 特定排出水の窒素及びりん含有量に関する汚染状態の計測方法

- 1 日平均排水量が 400 立方メートル以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記 1(1)の計測法によるものとし、この計測法によることが技術的に適当でない場合その他この計測法によりがたいと認められる場合にあつては、別記 1 (2)の計測法によることができるものとする。

ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記 1 (1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、別表 1 により、別記 1 (3)の計測法によることができる。

- 2 日平均排水量が 400 立法メートル未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記 1 のいずれかの計測法によるものとする。

第2 特定排出水の量の計測方法

- 1 日平均排水量が400立方メートル以上である指定地域内事業場に係る場合は、別記2(1)又は(2)の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水系統の状況、特定排出水の汚染状態及び量その他の事情により、別記2(1)又は(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、別表1により、別記2(3)の計測法によることができる。
- 2 日平均排水量が400立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合は、別記2のいずれかの計測法によるものとする。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、用水量と特定排出水の量との関係が明らかであると認められる場合は、当該特定排出水については、別表2により、日平均排水量が400立方メートル以上である指定地域内事業場に係る場合にあっては、別記2(1)又は(2)の計測法により、日平均排水量が400立方メートル未満である指定地域内事業場に係る場合にあっては別記2のいずれかの計測法により用水量を計測し、あらかじめ用水量と特定排出水の量との関係から求めた換算式を用いて特定排出水の量を計算することにより特定排出水の量を計測することができる。

第3 省略

第4 その他

- 1 特定排出水の窒素及びりん含有量に関する汚染状態及び特定排出水の量を計測し、特定排出水の汚濁負荷量を算定することが排水系統の状況により困難な場合であって、排水及び特定排水以外の排水の窒素及びりん含有量に関する汚染状態並びにそれらの量を計測し、それぞれの汚濁負荷量を求めることにより特定排出水の汚濁負荷量を算定することが適当であると認められる場合は、この測定方法によることができるものとする。
- 2 1に規定する測定方法による場合は、排水及び特定排水以外の排水の窒素及びりん含有量に関する汚染状態の計測は別記1(1)又は(2)の計測法により、それらの量の計測は別記2(1)又は(2)の計測法によるものとする。ただし、指定地域内事業場の規模、排水及び特定排水以外の排水の汚染状態及び量その他の事情により、別記1(1)若しくは(2)又は別記2(1)若しくは(2)の計測法によることが困難と認められる場合は、別表3により、排水及び特定排水以外の排水の窒素及びりん含有量に関する汚染状態の計測については別記1(3)の計測法により、それらの量の計測については別記2(3)の計測法によることができる。

別記1

- (1) 自動的に窒素及びりん含有量に関する汚染状態を計測することができる機器であって、自動的に計測結果を記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより、試料(自動的に採取されたものに限る。)の汚染状態を計測する方法
- (2) 昭和49年9月環境庁告示第64号(排水基準に係る検定方法を定める等の件)第40号に掲げる方法(以下「指定計測法」という。)により、試料(自動的に、流量に比例して採取され、保存されたものに限る。)の汚染状態を計測する方法

備考

- (3)の計測法による場合は、1日3回以上試料を採取すること。

別記 2

- (1) 流量計又は流速計であって、自動的に水量を積算して計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (2) 積算体積計であって、自動的に計測結果を記録することができる機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものにより水量を計測する方法
- (3) 日本工業規格 K0094 の 8 に定める方法（流速計及び流量計による測定方法を除く。）を用いて水量を計測する方法その他これと同程度の計測結果の得られる方法により水量を計測する方法（(1)及び(2)の方法を除く。）

別表 1

要 件	告示第 1 のただし書きの規定	告示第 2 のただし書きの規定
	計 測 法	計 測 法
1. 指定地域内事業場において常時使用する従業員の数が 20 人以下であり、規模が零細であると認められる場合	*別記 1 (3)又は(4)	別記 2 (3)
2. 指定地域内事業場に特定排出水の測定場所が多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の 80 パーセント以上について自動計測器等により計測している場合における汚濁負荷量が小さいと認められる特定排出水の場合		
3. 小規模な生活排水等その汚染状態が小さいと認められ、かつ、その日平均排水量が 100 立方メートル未満である特定排出水の場合		
4. 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によって総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合		
5. 特定排出水の汚染状態が常に一定である場合	別記 1 (3)	/
6. 新たに設置又は構造等が変更された特定施設に係る特定排出水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排出水の場合		
7. 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	*別記 1 (3)又は(4)	別記 2 (3)

*については、窒素及びりん含有量においては別記 1 (3)に読み替えること

表中 6 の項に掲げる計測法は、特定施設の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後 60 日を超えない期間に限り適用するものとする。

別表2 用水の量と特定排水の量との関係が明らかであると認められる場合

告示第2の3の規定要件	計測法	
	日平均総排水量が400m ³ 以上	日平均総排水量が400m ³ 未満
用水の量と特定排水の量との関係が一定であり、直接的に特定排水の量を計測した場合と同程度の計測精度を有すると認められる小規模な生活排水等であり、その日平均排水量が100立法メートル未満である場合	別記2(1)又は(2)	別記2(1)、(2)又は(3)

別表3 排水及び特定排水以外の排水の化学的酸素要求量に関する汚染状態及び量の計測方法

告示第4の2ただし書きの規定要件	計測法			
	排水の汚染状態	特定排水以外の排水の汚染状態	排水の量	特定排水以外の排水の量
1. 指定地域内事業場において常時使用する従業員の数が20人以下であり、規模が零細であると認められる場合	*別記1(3)又は(4)	*別記1(3)又は(4)	別記2(3)	別記2(3)
2. 指定地域内事業場に特定排水以外の排水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の特定排水以外の排水の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも量が少ないと認められる排水以外の排水の場合				
3. 指定地域内事業場の設置者の責めに帰することができない原因によって総量規制基準の適用となる日までに所要の測定機器を設置することが不可能であると認められる場合	*別記1(3)又は(4)		別記2(3)	
4. 特定排水以外の排水の汚染状態が常に一定である場合		別記1(3)		
5. 前各号に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	*別記1(3)又は(4)	*別記1(3)又は(4)	別記2(3)	別記2(3)

*については、窒素及びりん含有量においては別記1(3)に読み替えること

(3) 汚濁負荷量の測定回数（施行規則第9条の2第2項）

日平均排水量	400m ³ 以上	200m ³ 以上 400m ³ 未満	100m ³ 以上 200m ³ 未満	50m ³ 以上 100m ³ 未満
測定回数	毎日	1回/7日	1回/14日	1回/30日

ただし、次表第1欄に掲げる工場等にあつては、第2欄、第3欄による。

要件	日平均総排水量が 400m ³ 以上	日平均総排水量が 400m ³ 未満
1. 指定地域内事業場において常時使用する従業員の数が20人以下であり、規模が零細であると認められる場合	1回/7日	
2. 指定地域内事業場に特定排水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計測器等により計測している場合における汚濁負荷量が小さいと認められるの排水の場合	1回/30日	1回/60日
3. 小規模な生活排水等その汚染状態が小さいと認められ、かつその日平均排水量が100立方メートル未満である特定排水の場合 特定施設に該当しないし尿浄化槽（処理対象人員が200人以下のもの）等の生活系に係る特定排水 その他の特定排水		1回/30日
4. 新たに設置又は構造等が変更された特定施設に係る特定排水又は新たに設置された指定地域内事業場に係る特定排水の場合	1回/3日	
5. 指定地域内事業場に特定排水以外の排水の測定場所が数多く存在しており、かつ、当該指定地域内事業場全体の特定排水以外の排水の汚濁負荷量の80パーセント以上について自動計測器等により計測している場合において、当該指定地域内事業場の中でも量が少ないと認められる特定排水以外の排水の場合	1回/30日	1回/60日
6. 前各項に定めるもののほか、排水系統の状況等に照らしてやむを得ない特別の事情があると認められる場合	1回/7日	

表中4の項に掲げる規定は、特定施設の設置若しくは構造等の変更後又は指定地域内事業場の設置後60日を超えない期間に限り適用するものとする。